

第3回さいたま市不適正事務処理に関する第三者委員会会議録

日 時	平成24年11月14日(水) 17:00~19:37
場 所	ときわ会館5階 小ホール
出席者	会長：齋藤 友之 会長職務代理者：工藤 道弘 委員：田口 花子 行政：小暮都市計画部長 原学校施設課長 杉崎緑区役所総務課長 江口企画調整課長 有住区政推進室参事 関都市計画部次長 中山契約管理部次長 平林危機管理部長 小熊契約管理部長 中島技術管理課長 小野里人事課長 事務局：比企行政管理監 伊藤課長 溝課長補佐 江森主査(コンプライアンス推進課)
次 第 (議題)	1 開会 2 議事 (1) 不適正事務処理の分類について (2) 不適正事務処理の原因等について (3) その他 3 閉会
公開又は 非公開の 別	公開
非公開の 理由	
傍聴者数	3人
審議した 内容	(1) 不適正事務処理の分類についての説明及び質疑応答 (2) 不適正事務処理の原因等についての説明及び質疑応答 (3) 次回日程及び議事内容についての説明 要望書等の取り扱いについて
問合せ先	総務局総務部コンプライアンス推進課 電話番号 829-1856

1 開会

○司会 それでは、皆様お待たせいたしました。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

ただいまから第3回さいたま市不適正事務処理に関する第三者委員会を開催させていただきます。

まず最初に、本日は委員3人に御出席いただいておりますので、委員会の会議が成立することを御報告申し上げます。

また、本日は3名の傍聴申請があり、報道関係者は8社が見えております。また、報道機関より会議を撮影したい旨の申し出がございますので、御報告申し上げます。

それでは、齋藤会長さん、進行をお願いいたします。

○議長（齋藤） それでは、これから会議を進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

傍聴は3名ということなので、自動的に許可ということになりますが、それでは本日の議事に入りたいと思います。

2 議事

(1) 不適正事務処理の分類について

議題1、資料1の不適正事務処理の分類について、事務局より御説明をお願いいたします。

○行政管理監 それでは、資料1の不適正な事務処理事項の整理表を御説明させていただきます。

この整理表につきましては、第1回目の会議におきまして不適正事務の整理表を配らせていただきまして、その一つ一つの事務が前回、2回目に開催いたしました不適正な事象の原因と課題を示させていただきましたが、それぞれのここの整理表に基づいて、その不適正な事項がどこに該当しているのかを整理表にまとめたものでございます。資料につきましては、1ページから22ページにわたっております。順番としましては、都市局南部都市・公園管理事務所のものが185件、それから教育委員会で128件、それから緑区の1件、これが修繕関係です。一番後ろにありますのが政策局で、調査委託に関する2件と市民スポーツ・文化局の2件の全体で318件の業務になっております。

まず、1ページを御覧いただきたいと思います。これは、それぞれの都市局の南部都市・公園事務所で契約順になっているものでございます。例えば1番の原山市民プール塗装修繕業務につきましては、契約日が23年6月1日でありまして、契約金額が99万7,500円、この履行期間としましては6月1日から6月30日の1カ月、履行の完了が6月21日で、支払日が23年10月24日になっている、そういう事案について、不適正な事務処理としては、契約事務に関する不適正な事項と監督業務について不適正な事項があるということで、ここの2つが関連、不適正事項として挙げられているということになっています。

ずっと行きまして、丸印が多くなっている項目といたしまして、2ページ目に行ってくださいまして、21番になりますけれども、これは文蔵5丁目の第一公園外修繕ということで、これについては契約が9月5日で契約金額が99万7,500円、これについての不適正事項については、繰越手続を除くとなっていますけれども、年度内でも期間をまたぐような、期間に終わらなかった事項ということでなっています。この当初の契約期間が9月5日から10月17日、実際の終わりは超えちゃって10月19日となっているということで、繰越手続を除くところの年度内の期間をまたいだということで丸がしてありまして、それ以外に支払いでありますとか完了検査、それから契約事務、監督業務についても不適正な事項があったということで、5つの丸が表示されています。

ずっと見ていきまして、特に9ページを開いていただきたいんですが、ここになってきますと繰越手続ということで丸が多くなってまいります。例えば125番になります。別所沼公園健康遊具

撤去修繕ということで、契約日が24年3月1日、契約金額が99万7,500円で、当初の期間は3月1日から3月30日になっていますが、実際は翌年の4月17日ということで、履行期間については繰越手続に不適正ということで、年度をまたいでいる事項を示している。それ以外に、支払い、完了検査、契約事務、監督業務等に不適正な事項があったということを示しております。

それから、まためくっていただきまして、10ページからですがけれども、特に年度末になってきますと丸が多くついてくるというのがここで見てとれます。例えば146番の駒場公園のサッカーゴール設置修繕というのがありますが、これの契約日が3月19日で契約金額が99万7,500円、この期間については3月19日から3月30日の期間になっていますが、実際は翌年度の6月28日に終了しているということで、年度繰越になっているということで、繰越の手続以下、支払い、完了検査、契約事務、監督業務について不適正な事例があるということで、ずっと年度末にかけてはこういった業務がそれぞれ不適正な事項ということで丸が多く記されている状況が見てとれます。

これが都市局の関係ですが、13ページを御覧いただきたいと思います。教育委員会の事例ですがけれども、教育委員会については128件があるわけですけど、いずれも年度またぎということで、繰越手続の不適正ということでずっと丸がついております。全件ということで、最後の21ページを御覧いただきますと、128件全部に丸がついていると。その全部がついている中でも、支払いとか完了検査で不備があるものがそれぞれの業務によって丸がぱらぱらとついている状況が見てとれます。

緑区の最後の21ページの314番ですがけれども、緑区については年度またぎの不適正ということと、契約事務で見積りの関係で不適正な事務があったということで、丸が2つついています。一番後ろのページが業務委託ということで、調査委託でありますとかシステムの変更委託ということで、いずれも年度またぎをしており、支払いに不適正があったということで2つの丸がついております。

全体的な傾向としまして、この一番下に合計数字を設けてございますけれども、繰越の手続として年度またぎで195件、それから多いものとしては契約事務の不適正が194件と、こういうような特徴が出ております。この最終の契約金額区分別集計ということで参考に載せさせていただきましたけれども、修繕と委託に分けて、修繕では30万円未満のものが、それぞれの明細がありますけれども、合計で53件、30万円以上100万円未満のものが227件、それから100万円以上500万円未満のものが34件、500万円以上がゼロということになっています。また、委託関係では30万円以上から100万円未満のものが政策局で1件、それから500万円以上のものが政策局で1件、市民スポーツ・文化局2件の計3件と、そういうような状況になっています。一応この表ですがけれども、この前は項目別に総括的に原因と課題を表示させていただきましたけれども、個々の事案がその不適正事案にどう適用されているのかということを表としてあらわしたものでございます。

簡単ですけど、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤） ありがとうございます。

今資料1のそれぞれの事業ごとに不正がどのような不正で事業が行われたかという横に見ていく、

1件ずつ見ていくという資料を説明いただきましたけども、何か委員の方で質問やら意見やらありましたら。今すぐなければ、後でもう一回時間をとりますが。次の資料の説明をした後に、また再度質問をします。

じゃ、済みません、お二人がないというので、つくっていただいたので申しわけないので、私が質問をいたします。そんなところで気を使わなくてもいいとも思われますけれども、一応。ちょっと伺いたいのは、この都市局さんの部分で185件ということなんですが、これ1人でこういう業務を担ったと思うんですが、これは他の管理事務所とか通常の職員の業務量ということからすると、185件というのはどれほどのものなのか。要するに倍の仕事なのか、1.5倍なのかと。ほかの例えば比べられるような事務所のデータがあれば、それをもとにぜひ業務量がどれほどなのかがわかるような、ちょっと説明をお願いいたします。

○都市計画部長 ただいまの業務量ということの御質問ですけれども、南部の都市・公園管理事務所管理課と同じ業務をしているのが北部の都市・公園管理事務所、同じく管理課というところがございます。こちらのほうの23年度の修繕業務で申しますと、2人で担当しております、分担ということですが、2人で1年度の修繕業務の件数としては99件処理しております。それからすると、件数でも約倍近いのが南部で業務として進められたわけですけど、こちらは担当者1人ということで、比較はこのようでございます。

○議長（齋藤） ありがとうございます。非常に多いと言えば多いですね。

もう一点だけちょっと。先ほど各局の例示を加えて説明をいただきましたけども、単純にこの該当表見ていると、教育委員会は年度末に集中して、しかも年度末に集中して、なおかつ不正する行為というのはほとんど共通しているという特徴がはっきりと、教育委員会の場合は年度またぎになっているというのがはっきりわかるんですが、これも済みません、都市局のほうは同じ人がやったにしても、例えば先ほどの説明もありましたけど、年度をまたぐようなというか、年内といいましょうか、4月から12月ぐらいの間ならば基本的にはそんなに多く不正がないと、不正処理がなかったとあって、差はあるんでしょうか。その年度末のほうと年度内というか、年末前の状況というのに何か違いがあるようでしょうか。

○都市計画部長 年度またぎになるものと年内で終わるものというお話かと思えますけど、数として押さえてはございませんけれども、やはり年度後半、特に年が改まった1月以降に出した修繕業務については、繰越の問題、年度またぎの問題は多くなっております。

○議長（齋藤） 年度またぎと同時に、それ以外の連動して年度をまたぐと、当然ながら支払いとか検査とか、こういったものも多くなるということによろしいのですか。傾向があるとか。

○都市計画部長 支払い検査、そうですね。年度をまたいでくるようなもの、要するに年度後半に発注したもので不適正な部分というのは多くなっていくというのが全体的には言えます。

○議長（齋藤） ありがとうございます。

どうぞ。

○工藤委員 今いろいろお話を聞いていた中で、またお聞きしたいことが浮かんできましたので。

まず、この契約内容に関してのいろいろな説明を第1回目からいろいろ聞いておりますので、大体概要はわかるんですが、ちょっと細かな点になってしまうんですけども、まず都市局の1番、2番、3番、4番までのところで、今この表を見ましてちょっと気になったのが、実際の履行期間あるいは納品日と支払日が大分差があるんですが、通常は納品があれば請求が来て、翌月には支払いが起きるのかなと、あるいは翌々月には支払いが起きるのかなと。ここは、約4カ月ぐらい差が生じているんですが、これは何かどういった理由になりますでしょうか。

○都市計画部長 契約の期限、それから支払日の期間があるというお話ですけれども、完了した後、請負業者さんから請求書というのが出ますけれども、それをもって支払いに回っていくという手続になりますので、これ一概には言えませんけれども、請求書が出てくるのにある程度の期間があったのか、それとも請求書を受けておいて、限界の期限というのもありますけれども、請求書を受けておいてしばらく時間がたってしまっただけで支払いをしたというのが理由であると考えられます。

○工藤委員 請求書が来なかったということがもし理由であれば、それは先方の業者の都合なんで、それは特に市としては、来ない以上は払えませんので、特に問題はないと思うんですが、仮にその可能性があるという2番目の理由で、請求書は来ているんですけども、手続が滞って支払いが遅れたということになると、これはもう市のほうの業務としては非常に問題があるのかなと。業者さんのほうにもやっぱり資金繰りというものがあるでしょうから、その辺、この今回の大きな問題と全体の流れとはちょっと外れるんですが、ちょっと気になったので、その辺もう一度、わかるようであれば教えていただきたいんですけど。

○都市計画部長 請求書を受けておいて、ある程度の時間がたってしまうということはあるかと思えますけれども、それでその業者さんの非常に不利益になるというようなことであれば、当然催促がされて、それで支払うということになるかと思えますけれども、その支払いが遅れたことによるトラブルというのがあったというふうには聞いておりませんので、例えば受けてから何日間で、多分これ40日だったかと思いますが、請求を受けた期間の期間内には払えているんだろうというふうに考えております。

○工藤委員 あと、教育委員会さんのほうなんですけど、先ほどの説明にもありましたように、全件が繰越手続についての問題があるということで、これだけ見事に全部に丸がつくとすると、今回のこの平成23年度と24年度のまたぎに限らず、もしかしたら通常同じようにこのような手続がなされているのかなと。あるいはたまたまこの年度だけなのかというところもちょっと疑問に思ってしまうんですが、その辺もしわかれば教えていただきたいんですけど。

○学校施設課長 過去についてはどうだろうかということですよ。今回は、23年度分についてのみの調査をしておりますので、22年度以前についてははっきりしたことは申し上げることはできません

ん。ただ、これまでこの23年度の調査結果を見ますと、過去についてもそういった可能性はあったものと考えております。

- 工藤委員 その可能性もあるということなのですが、まず年度ぎりぎりになって発注したケースですと、もう発注の段階である程度年度をまたぐことが想定されるのかなと。そのときに、最初の段階でもう繰越明許の手続をきちっと踏むというようなことがあれば、このようなことはなかったんだと思うんですけども、それが今回の大きなテーマなんですけど、その辺というのは、その意識の低さということで終わってしまうのか、あるいは何か手続の中で欠落していることがあったためにこういうことが起きたのか、何かその辺もしわかれればちょっと教えていただきたいんですけども。
- 学校施設課長 学校施設課の修繕の場合には、あらかじめ予定して実施するというものではございませんので、学校からの申し出によりまして不具合を修繕するということですので、突発的に起こるものがほとんどでございます。そうしますと、繰越明許ですとか、その手続をとるためにはあらかじめ、23年度の場合ですと12月ぐらいですけれども、そういう事前にある程度判明していることが必要ですので、繰越明許の手続は實際上難しい。あと、事故繰越については年度末に判明すれば、その理由いかんによっては繰越ができるんですけども、事故繰越についてはその要件が風水害であるとか、そういう災害等に限定されているという、そういうふうにごちら考えている部分がございまして、繰越手続をとるといような、そういった考えは事故繰越については教育委員会としては考えていなかったというところがございます。
- 工藤委員 何か第1回目の話にちょっと戻ってしまっているようなところがあるんですけど、最初に11月までにわかっていた場合に、その2月の議会に間に合うといような、何かそのような説明があったかと思うんですけど、ただそうはいっても、それ以降でも、その以降発生したもので、その発生した都度議会にかけて、2月の議会が3月15日ぐらいまで開いているんですけど、そこに間に合えばそこにかけるような説明を受けたというふうに1回目で記憶があるんですけど、そうすると、やはり今の説明ですと12月までに判明していなければならぬですので、突発的に起こる場合にはもうこのようなことになってしまうとなると、その説明をまともに受けると、もう毎年このことが起きているのかなというふうに想像してしまうんですけど、それはどうなんでしょうか。
- 学校施設課長 制度上は、確かに議会開催中であれば、追加議案ということで繰越明許の議案として上程することは可能だと思われませんが、事実上こうした修繕とかの執行について、これまでの、私たちの経験からですが、なかなかそういったことが認められるかどうかという判断はつかなかった。難しいのではないかとということで考えていた部分がございまして、繰越明許について追加の議案として上げるということを検討したことはなかったというのが正直なところでございます。
- 工藤委員 そうしますと、手続ができるのだけでも、現実的にその手続をやることは難しいだろうなという、そういう判断ということで今伺ったんですけど、ということは、やろうと思えばできるというふうに考えてよろしいですか。

○学校施設課長 制度上は、確かにそのとおりだと思います。ただ、ハードルが高いのではないかなというふうに思っていたということがございます。

○工藤委員 それは過去の話で、将来に向けての話をちょっとお聞きしたいんですが、やはり学校という、春休みにまとめて修繕しましょうというところもあるのかなと。そうしたときに、3月の春休みに、といっても20日過ぎぐらいに工事にかかって、そうすると3月をまたいでしまうというようなことが起こり得ると思うんですけど、そういうのを新たにわかれば、2月ぐらいに発注かけて、もう最初の段階で繰越明許の手続をとっておくという、そういうことは過去はちょっと難しいのかなというふうに感覚あったのかもしれませんが、でも現実としてやろうと思えばできるものかなと。

○学校施設課長 追加での議案の上程というものがどの程度認められるものかというのは、今私もお答えはできませんけれども、あらかじめ議案として、特定をしないままそういったものが認められるかどうかはわかりませんが、小学校のうちのそういった繰越をしそうな額とか、中学校で修繕が、過去の例からいって何千万とかというような、そういった枠というような形で修繕の繰越を繰越明許として議案に上げるということが可能であれば、非常にありがたいなとは考えております。

○工藤委員 済みません、私が言っているのは枠ではなくて、個別の修繕なんですけど、仮に2月あるいは1月の時点である程度わかっている、わかっているものをその時点で、最初の執行何かけるときから、もうこれは繰越明許にするということで手続をスタートできるものかなという。そうすると、やはり3月ぎりぎりにならないと、どこをどう修繕するかというのがわからないということですか。

○学校施設課長 3月ぎりぎりにならないとわからないものもございまして、委員さんのおっしゃるとおり1月の段階とか2月の段階とかで、春休みに工事、修繕をやるべきだろうという、そういった中身のものが判明するものがございまして、まちまちなので、必ずしも年度末にならないと全くわからないということではないんですけれども、議会にあらかじめ上程するためには期限でございます。先ほど委員さんおっしゃったのは追加でという、そういう御趣旨だと思うんですけども、その追加で繰越明許の議案を上げるということが制度的には可能ではありますので、それがどの程度のものであればその理由として成り立つのかというようなことを、教育委員会だけの問題ではないかもしれませんが、財政当局等と協議して、可能であればそういったことも検討したいと思っております。

○議長（齋藤） あれですね、先ほどの説明で……ごめんなさい。ハードルが高いというところをはっきり言えば解決する話だと思うんで、要はそのハードルが高いのはどういうことかという、繰越明許で追加議案上げたところで、議会を通るかわからないということですよ、ハードルの高さというのは、議会の議決通るかどうかわからないという意味ですよ。そうじゃない。

○学校施設課長 そういったことです。

○議長（齋藤） だから、不安定なことで対応するよりはということなんですよ。だから、避けるわけですよ、基本的には。

○学校施設課長 私がお答えしたのですが、本当に正しいかどうかというのは自信がないところがあります。そのように私が考えているだけだということもありまして。

○議長（齋藤） 皆さん顔がにやついているので、多分間違いないと思うんですけども。

もう一つの工藤委員が言っていたのは、繰越明許の可能性があるんだったら、初めからその段取りをとってやってしまえばいいじゃないかと。でも、今度は担当からすると、工事が終わったら繰越明許する必要がないから、基本的には早目に手を打つと無駄な作業をしてしまう可能性もあると。議案を取り下げるといふ、官僚からしたら、行政マンから見たらみっともない極みをやりたくはないし、無駄な作業もやりたくない。だから、早目に着手するというのもなかなか厳しいという、多分そういう実情が、私が思うにですね。余計なこと言って。

○工藤委員 今回の会長さんのまとめを聞くとなるほどなと理解するんですが、となると、何か今回のこの事案は毎年起きるのかなというふうに思ってしまうんですね。これは、私一人の感想なのかどうか分かりませんが。それはちょっと、今後我々の将来に向けてどうしたらいいかということ提言する上で、非常にちょっとこれはネックになるのかなというのは、ちょっと今危惧はしております。

○都市計画部長 先ほど工藤委員さんからの契約の履行期限と支払日の離れということについて、1つ補足でさせていただきたいと思いますが、請負業者さんから請求書が出されまして、担当のほうからちょっと直してほしいという指摘があるような場合も結構あったように聞いておりまして、その指摘の指示をさせていただいた後、出てくるまでに時間がかかっていたものもあるということで、調査による聞き取りではそういう答えをもらっております。

○工藤委員 今回の説明を聞くと、またちょっとあれっと思うのですが、手直しが入るとなると、そうするとそこはまだ完了がされていないというふうに思ってしまうんです。

○都市計画部長 失礼しました。手直しというのは、その請求書に記載されている事項について、ちょっと直しの指示を出しているということでございます。

○議長（齋藤） ちょっとこの資料、以前の資料だと、この1つの事業でどんな不正行為が行われたのかは全くわからないので、追加的に今日こういう資料ができて提出されているんですが、これはこれで前の問題がある事業のうち、どこに問題があったかという特定する資料としては、それはそれで意味があると思うんですが、これはこれで使える資料として、前提として置いてよろしいですよ、両委員とも。

○田口委員 ちょっとその点に関連して、資料の見方を質問を。

○議長（齋藤） どうぞ。

- 田口委員 最後の22ページの契約金額区分別集計という表なんですけれども、これは30万円未満のものが何件、30万円以上100万円未満のものが何件ということの数値を確定させた上で、どの部分にその問題が多いかということの参考資料としてこういう表がつけられたという趣旨でしょうか。
- 行政管理監 それぞれの契約の金額がどういう分布をしているのかということで、契約金額に応じた分布表ということでお考えください。あと、不適正な事案については、あくまでもそれぞれの丸印があったところが不適正な事案ということでもまとめさせていただいております。
- 田口委員 そうしますと、ちょっと30万以上100万円未満のところが一番多くて、この部分にこの問題が集中しているのかなという見方になると思うんですけれども、そうすると99万7,500円の問題というのがありますよね。その部分というのは、必ずしもその金額がわからない部分の中で、この中に分類をして、その30万円以上100万円未満のものが一番多いというような見方をしているのかという点で、そういうこの表が有効なのかという疑問がちょっとあるんですけれども、そこはどういうふうに考えたらよろしいでしょうか。
- 行政管理監 これは、また後でその原因と、そのつながりというところで99万7,500円の問題が出てまいります。この刻みというのが、30万未満ですと兼命令でできて、所管のほうで裁量でできる。また、23年度の改正で、100万円以上については契約課の業者選定の合議が必要になってくるということで刻みを分けてまいりまして、100万円未満であれば担当課の裁量である程度簡単に発注ができる、そういう区分を示しているものとして、どれだけ件数がこういうところにあるのかというのを契約金額上の分布であらわしたものだということふうにお考えください。個別の事案についての不適正事案については、あくまでもこの一覧表のそれぞれの右側にある履行期間から支払い、完了検査、契約事務、監督業務、情報開示の項目ごとに不適正事案があるものについては丸印で示してありますので、それぞれの事案ごとにどういう不適正事案があるのかというのは、そういうところで見たいと思っています。
- 工藤委員 この今回まとめていただいた表を見ますと、非常に全体像が見えまして、非常によくわかりやすいと思います。ただ1つ、今田口委員がおっしゃったこととの関連の質問なんですけど、この分類の中に契約金額そのものに関する何かコメントが特になくて、契約金額は適正な金額だということ的前提に、その手続の面だけ分類されているかと思うんですが、やはり99万7,500円ということに着目しますと、逆にこの金額そのものを検証するのは非常に難しいと思うんですが、ただそうはいってもこの金額が適正だったのかどうかという、その分類ももしできるのであれば、していただければありがたかったかなというふうには思うんですけれども、それはいかがでしょうか。
- 行政管理監 それぞれのことについては、都市局であれば都市局においてその契約事案ごとに別途調査会を持ちまして調査してありまして、内容についてはある程度……。質問の意味ですけれども、99万7,500円になったという数字についての裏づけとして、それに見合った修繕がなされていたかどうかということの質問でよろしいですよ。

○都市計画部長 99万7,500円、なぜこういう数字かというのがまず最初にあるかと思うんですけど、もう一つの資料のほうで、その99万7,500円の契約が多いということで上げさせていただいておりますけれども、単純にわかりやすく言ってしまうと、業務の期間短縮のために100万円より低い修繕として発注する必要があったということで、その100万円を切るということがポイントであると考えております。見積もり合わせによって契約しておりますので、100万円を切る仕事ですよということが見積もりの段階でわかっておりますので、例とすれば100万円を切る一番上の額であれば、ここに金額が99万7,500円で、数字としては集中してくると。この金額そのものが適正かどうかということにつきましては、あくまで業者さんからの見積もりでございますので、先ほど工藤委員おっしゃったように、全く適正なものかという検証というのは非常に困難であるというふうに考えております。

○工藤委員 困難だという回答なんですが、やっぱりちょっとこの金額にも注目しております、その100万未満で手続きが簡便的にできるということは1回目の説明で承知しているんですが、105万のものを99万7,500円ということもあり得るでしょうし、逆に言うともしかしたら73万5,000円で済むところが99万7,500円ということももしかしたらあるのかなと。その辺をちょっと実は懸念しているところなんです。

○都市計画部長 今委員おっしゃった100万円をちょっと超えているものが99万7,500円になっているということか、あるいは99万7,500円よりも安いものが同じくされるといいですか、増やされて99万7,500円になっているということでございますけれども、仕事をとりたいたいということからすると、多少実際にはじめてみた額が100万円を超えていたとしても、100万未満の仕事でなされているものであれば、100万円を切って見積もりを出したいということも聴き取りで裏づけられました。それから、少し多目に見積もりを書いて、市が認めてもらえればそれで見積もりしてくるということも、それはあることだと思います。ただ、市が契約前段において、それが適正なものだという判断の中からこれで契約してきているわけでございますので、先ほど申しましたように全く適正なものかどうかという検証はできない状況にあるということでございます。

○工藤委員 では、ちょっとここは次の資料2の。

○議長（齋藤） よろしいですか。

○工藤委員 ええ。

○議長（齋藤） じゃ、今のお金の99万7,500円というのがキーワードになっていきますけど、その金額が問題ではないということくれぐれも。額が問題ではないと。それが悪者のようですが、必然的になればそれはそれで正当なので。

それでは、また今の資料1の質問が発生したら、後ほどまた質問させていただいて結構ですが、続いて資料2というA3の2ページ物ですが、これの説明に移りたいと思うんですが、これ1回目のときにずらっと質問を受けて3時間かかってしまいましたので、どこかで切らないとなかなか大変

かと思うんで、1つ委員さんお二人に提案ですけども、例えばこの資料で、政策局、上にありますね、1ページ目の。2ページ目にも関連してやっぱり政策局一番上にあるんで、局単位に、組織単位でこの資料2ページ分をそれぞれ該当する部分を説明していただいて、その後その局の質疑をやって、組織単位で終了させていくという方法でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（齋藤） ということで、局単位で説明をしていただいて、それが説明の後に質疑をしていくということで、説明を一気にしないということにしますので、済みません、そういう段取りでこれから進めてまいりたいと思います。

それでは、資料2の説明ということで、よろしく願いいたします。

（2）不適正事務処理の原因等について

○企画調整課長 初めに、政策局の部分について御説明いたします。

まず、資料の1ページ目の履行期間でございます。一番上の大きな左側の枠でございます。不適正事務処理の状況でございますけれども、委託業務について業務の一部が履行期間までに終了せず、繰越手続を行わず、年度をまたいで業務を継続したという案件が2件ございます。

左の事項の原因として、大きく2つに分けてございます。まず、上の事項でございますが、これはそもそもの業務の進行管理にかかわる部分でございます。報告書や計画書の印刷にかかわる校正の時間が十分に確保できなかった。そこから右に行きますと、左の理由で、なぜかということでございますけれども、作業方法等の具体的な検討、庁内各課との調整等に時間を要し、徐々に業務全体に遅れが生じた。何か大きな出来事があったということではなくて、徐々に業務全体に遅れが生じていったということです。

その理由といたしまして、総合振興計画基本計画の全面改定及び実施計画の中間見直しは本市として初めての業務で、試行錯誤しながら進めていったということで、私どもの課の業務の進め方がうまくできなかった、工程管理がうまくできなかったということで業務が遅れていったという状況があります。

今度は、左から2つ目の下の、少し幅を広くとっているところでございますが、こちらにつきましては遅れが見えてきた段階でどうだったかということで整理してございます。その段階で、以下のような具体的な対応を行わなかった、例えば予算の繰越明許、それから契約変更、内容といたしましては間に合わなかった印刷業務の部分を中止してしまうというような判断もあったのではないかと。それから、校正が未了であっても、その段階でもう印刷をしてしまうということで、結果的に違いが出れば正誤表での対応といった具体的な対応を行わなかったということでございます。

なぜかというのは、左の理由が左から3番目の箱でございますが、予算の繰越明許に関しましては、当初の提出期限の12月時点では履行期限までに終了しないことが明らかではなかった。遅れが

出ていても履行期限までに完了することを目指していた。それから、2月議会への追加提出につきましても、その理由が庁内の業務の遅れでは理由にならないと認識していたという状況がございます。それから、契約変更につきましても、業者の方との合意が必要で、翌年度に、印刷の予算措置もない状況でしたので、そこでやめてしまうと翌年度印刷ができない状況になると。そうすると、また補正等をお願いすると、6月議会以降にならないと業務が終わらないということになってしまう。また、正誤表対応につきましても、修正が相当程度生じることになりますと、成果品としてふさわしくないというように考えたものでございます。そういった全体の状況、経過の中で期限内に終了させるよりも、精度の高いものをつくることを優先してしまったということでございます。

その理由といたしましては、そもそも業務が遅れた場合に、その段階ごとにどのような対応策をとるのかということ想定していなかった。それから、最後せば詰まった段階で、業務をここまでやってきた以上、年度を越えても業務を完了して仕上げるしかないというふうに考えてしまったということが理由と考えております。以上がまず履行期間に関するものでございます。

資料1枚おめくりいただきまして、一番上の細かい枠のところ、支払いに関する部分ですけれども、委託業務について完了前に支払った2件でございます。その原因といたしまして、確実に納品が見込まれる日より後に支払日を設定しなかったと。それから、その支払日の設定の間違いについて、決裁過程でチェックがされなかった。

その理由といたしましては、担当者から課長まで支払いに関するチェック機能が働かなかった。なぜかということでございますが、支払いの際に確認すべき事項が曖昧なままに業務を進めてしまったということと考えております。

ここまでが政策局に関する部分の説明でございます。

○議長（齋藤） ありがとうございます。

前回の会議で委員のお二人からたくさんそれぞれ、いきなり状況があって、いきなり課題になっちゃったので、何でそうなったのかいろいろと事情を聞かなくちゃいけなくなったということがあったので、今回どうしてそうなったのかという、なった原因を、因果関係を示すということで、今日お示したのは左側の表頭のほうは状況で前と変わらないんですが、右の3つの列が新しく提示されたものと。ですから、全部何でそうなったのというのを3段階に分けて説明するというやり方をとった資料です。ですから、右に読んでいって、何でそうなったのというと、こうだから、何でこうなのというふうな一応筋は通る形で資料化されていますので、皆さんから見て、あと何か書いていることがわからないとか、この論理はおかしいんじゃないかとかというところが何かあれば、どうぞ。

○工藤委員 1ページ目のところの大きな右から2番目の理由で、予算の繰越明許のところなんです、それで黒ポツの2番目で、繰越明許の議案として2月議会への追加提出も考えなかったと。括弧で、庁内の業務の遅れでは理由にならないと認識していたということなんです、ここ非常に重

要かなと私認識持っているんですが、ここはやはり庁内の業務の遅れでは理由にはなりませんか。

○企画調整課長 この認識が正しかったかどうかは、私のほうで最終的な答えは難しいのですが、私どもとしては当然財政ルールというか、財政規律というか、そういったものを考えたときに、業務が遅れたから繰越という単純なことでは認められないだろうと考えていたということです。最終的に、本当に年度をまたいでしまうのか、またがないのかということまで具体的に財政課と協議をしていないので、こういう認識が正しいかどうかはお答えしにくいのですが、通常、業務として責任を持って年度内にやるということを考えてときに、何か事件、事故があったわけでもないのに、ちょっとずつ、ちょっとずつ仕事が遅れていって、間に合わなくなったから繰越させてくれというのはなかなか通らないだろうと認識していますし、そのルールというか規律ということを考えても、そういうのを認めていたら、みんな遅れてしまうのではないかというような認識もあって、そもそも協議をする前にこういう判断をしてしまったという状況でございます。

○工藤委員 わかりました。ただ、過去において、2月の議会で繰越明許のときの理由としてこういった業務の遅れで認められたというのは、もしそういうことがあったかどうかはわかれば、御回答。過去において。

○企画調整課長 全てを認識しているというわけではないのですが、議案として上がってきたものは、多分その前に整理がされているのではないかとこのように考えていまして、要するに議案として上がるというところまで調整がついたものは認めていただいているのではないかと。これも正確とは言えませんが。

○議長（齋藤） 事務局からはいいですか。
どうぞ。

○コンプライアンス推進課長 遅れた原因でというのは、何らかの理由の遅れだと思いますので、それはそれで繰越明許ということで、あろうかとは思いますが。ただ、今回のように、違って、はっきりと必ず4月以降まで事業かかってしまうというのが確定するというような、そういう意味合いがないとなかなか出せないというのが実情だと思いますので、今企画調整課長が申したとおり、これから頑張ればもしかしたらできるかもしれないというような時点ではなかなか出せないという、そういう認識でございます。

○議長（齋藤） ストレートに言うと、自分たちが仕事やっていて、できないと言う、ちょっと無理と言うことも言いづらいし、それを根拠に翌年に回してと言ったら、真面目にやれと言われるだけだろうということなんですよね、多分。

田口委員、何か。

○田口委員 質問なんですけれども、1ページ目の政策局の左から2番目の左の事項の原因という契約変更、印刷業務の部分を中止、校正が未了の段階で印刷での対応などという点は、結果としてこういうことを行えたのではないかとということ。

- 企画調整課長 その時点でこういうことを具体的に検討はしていなかったです。今考えれば、年度を越えないというルールを考えたときに、こういうこともあり得たのではないかというふうに考えております。
- 田口委員 そうすると、どちらかという原因というよりは対策というふうなお考えとして捉えていいということですか。
- 企画調整課長 具体的な対応を行わなかったというのが原因というか、何ら考え得る手を打たなかったというのが原因で、その例として今考えているこれを上げておまして、もしこういう状況に仮になったとすれば、対策といいますか、担当課としてとり得る手の一つなのかなと思っています。
- 田口委員 ただ、とり得るとしても、次の右の欄を見ますと、契約変更した場合にはこういう問題があるという見方になりますか、またさらに。
- 企画調整課長 そうです。当然その部分の予算を減らして、契約変更して仕事をとめてしまうので、例えば新年度に入って新たにその分をやるということになると、また予算をお願いすることになりますので、その分期間も必要となる。ということは問題としては出てきます。ただ、ルールを守ることを考えたときに、優先順位ということはあるかと思えます。
- 田口委員 その下のもう一つの策としては、校正が未了の段階で印刷をとりあえずして、成果をもう出してしまおうと。無理やりというか。その後という方法があると。ただ、その場合には修正が相当程度生じることが想定されて、成果品としてふさわしくないというような問題はまたあるという見方、読み方で。
- 企画調整課長 正誤表の場合は、どれぐらい誤りが出るといえるかはわからない部分もあり、結果的に数件ということもありますので、何とも言えないのですが、十分校正していない形で出せばそういうことは生じるだろうと。ただ、計画書、報告書ができないことに比べれば、ちょっと使いにくくはなりますが、完了に近い形にはなりますので、現実的な対応策ではあるかなとは考えています。
- 田口委員 というのは、お聞きしている限りではその正誤表、校正が未了の段階でも印刷をしてしまおうというような方法をとることが一番問題に対応しているというか、そういう形。
- 企画調整課長 一番右の欄に段階ごとの対応策をあらかじめ想定していなかったと書いてあるのですが、あらかじめ考えられる対応策を何もしないで、もう間に合わなくなるという状況になってしまった場合にはこういう手があるのかなと。あらかじめ考えられるのであれば、例えば時間がかかりそうなものであれば、印刷部分については翌年度の業務にしてしまおうとか、本来そういった手のほうがいいのかと思うのですが、そういった手を何も打たないままにこういった状況になった場合は、私どもで今思いつくのはこんなことかということですか。
- 田口委員 わかりました。
- 議長（齋藤） 1枚目のところはほかにはないですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（齋藤） では、2枚目のところの政策局の部分についてはいかがですか。

どうぞ。

○工藤委員 支払いの件なんですけど、非常に大事なことだと思うんですが、つまり市のお金がそこに出ていくという、キャッシュアウトする、そのいわゆる最後のチェックのところを非常に曖昧にしているところなんですけども、その左の理由というところで、これも右から2番目のところなんですけども、担当者から課長まで支払いに関するチェック機能が働かなかったということなんですけど、やるべきことはもうきちっと決まっていると思うんですが、それを認識していなかったのか、認識していてもその支払いのほうを優先させたのか、ちょっとそこだけ教えていただけますでしょうか。

○企画調整課長 資料1にもあるのですが、政策局の場合は納品日が5月15日で、支払日が5月10日、それで5日間早く払ってしまっているのですね。年度を越えているので、本来正しい手続はしていないのですが、大まかな予定としては連休明けに納品ということで全体として動いていて、その中で支払日の設定を、きちんと納品日等を確認しながらしていけば、5日間とはいえ先に払ってしまうという二重のミスはなかったと、起きなかったと考えております。そのところで支払日を、連休明けということで手続した日に漫然と処理してしまったということで、その支払いの書類の中で、誰もこれはもう少し念のために遅らせたほうがいいのかという確認がうまく働かなかったと。

○工藤委員 支払いが起きるためには、やはり請求書があると思うんですが、つまり納品の前に支払うということは、業者さんのほうも納入通知書を出す前に支払い書を送ってきたということですか。

○企画調整課長 これは、完了検査の手続のところで、まず不適正な事務処理をしている中の一部でございませけれども、本来納品の完了後に、業者に通知をして、業者が請求書を出してくるという、本来であればそういう手続になっていますので、年度越えの、私どもで不適正な処理をした一連の作業の中で請求書も処理いただいているということです。本来の納品後に、完了確認をして、通知をして、それを受けた業者が請求書を出してくるという本来の流れであれば、そもそも先に支払うということは、請求書が先に来るということはない。ただ、今回そのところを私どものほうで不適切な扱いをしていますので、その流れ、一連の流れとして請求書も先に来てしまっているのと、それを漫然と処理してしまったということです。

○田口委員 1番目の左の原因のところの原因の1番目のところなんですけれども、確実に納品が見込まれる日より後に支払日を設定しなかったというところで、これの原因として担当者から課長まで支払いに関するチェック機能が働いていなかったというところなんですけれども、これも支払日の設定に関して、課長までのチェック機能が働いていなかったという見方でよろしいんですか。

○企画調整課長 財務処理をする中で、自動で次の支払日が設定されるのですが、その納品が遅れて

いるわけですから、そういった中で本来正しい、納品を確実に踏まえた上での支払い、先ほども工藤委員にお答えしたとおり、通常は納品されて初めて請求書が来るので、そういうチェックは不要と言うと変ですけど、納品されて、検査を終わって、検査通知を出して、それをもらった業者が、請求するという流れになりますが、今回そこところが間違った、誤った処理をしていますので、二重のミスをしてしまったという流れになっています。通常どおり正しく処理をしていれば、納品前に請求書が来るということは本来ないということです。

○田口委員 あと、支払いの際に確認すべき事項が曖昧だったということなんですけれども、これが究極の原因だというふうなことだと思うんですけれども、曖昧だったということの内容というか、教えていただきたいんですが。

○企画調整課長 支払いの場合は当然金額ですとか、業務名とか、相手方ですとか、いろんなことを決裁までの過程ですのですが、その中で支払日という欄もあります。その確認が、担当から課長までの間で、支払日を見たときに、これって納品予定日とどうなのということ自体が不適正な処理の中の世界なのですが、そこでの最低限のチェックが機能していなかったということです。

○議長（齋藤） 済みません、私からちょっと1点だけ。

その支払いに関して、完了はちゃんとやられていたのか。完了検査はやられていたんですか。何か説明聞いていたら、どうも完了検査がこれも不適正だったのかなと一瞬間こえたんですけど、これは問題なかったんですか、検査自体。

○企画調整課長 その他の複数の業務が委託業務の中に入っていて、その他の業務については既に終わっておりまして、印刷物の納品だけが残っていたので、その完了検査といいますが、印刷物が入ることが、納品がそもそも完了だったと認識しておりますので、5月15日にはなっておりますが、その段階で納品がされていますので、そこでは結果的には終わっています。それ以前の部分は、年度内にもう既に物が入ったり、作業が終わったりということで終わっております。

○工藤委員 最後に1つだけ。

ちょっとこの左の事項の原因というところで非常に不安を覚えたのが、校正の未了の段階で印刷というのを具体的な対応として考えているというのがあるんですが、これは余りこの対策とは考えないほうがいいのかなと。校正が終わっていない段階で印刷かけると、それはやっぱり大変大きな、逆に別の問題が起きてくる可能性がありますんで、これは今回のこの委員会の話とはまた別ですけど、相当これは非常に対策としてはふさわしくないかなというふうに思っております。それで、この期限内に終了させるよりも精度の高いものをつくることを優先させてしまったとあるんですけど、させるべきかなというふうに思っております。これは私の感想です。

○議長（齋藤） ありがとうございます。

それでは、続いて市民スポーツ・文化局、お願いします。

○区政推進室参事 それでは、続きまして市民スポーツ・文化局、区政推進室の案件につきまして御

説明をいたします。

まず、1ページ目の2つ目の箱でございますが、不適正事務処理の状況ということでございます。平成23年度から24年度の2か年度にまたがる業務委託契約におきまして、23年度の部分払いに係る業務が納入期限までに完了していないにもかかわらず、期限延長の契約変更の手続を行わないまま完了したこととして処理してしまったものが2件でございます。こちらにつきましては、米印といたしまして、2か年度にまたがった契約とした理由ということで下に記載をしております。2か年度とした理由でございますけれども、区民課窓口の繁忙期及び住民基本台帳法の改正に伴うシステム改修等の時期を回避するため、コンビニ交付開始日を平成24年11月1日と設定し、そこからスケジュールを逆算いたしまして、契約時期を23年10月とする2か年度にまたがる事業として計画いたしました。

その左の事項の原因ということでございますが、期限延長の契約変更の手続を行わないまま完了処理したというその原因でございますが、期限を24年度に延長する契約変更を行うためには予算の裏づけが必要となるということでございます。その右に行きまして、その理由といたしまして2つに分けて記載をしております。まず1つが、10月予定の契約時期が仕様変更が必要となったことにより1月にずれ込みましたが、その後の進捗を把握をしていなかったこと。そのことにより、業務が完了しないことが明らかになったのが3月中旬であり、繰越明許の手続には間に合わず、また事故繰越の条件にも合わないと思い込んだことによるものです。その右に行きまして、その理由ということでございますが、まず1点、進捗状況を把握していなかった理由ということですが、契約の当初では仕様変更による契約の遅れを取り戻せるというふうに考えていたということ、それから繰越手続等、財政当局にも相談せず何ら手だてを打たなかったということに関しましては、業務の遅延に対応するに当たり、予算執行の原則に対する認識が甘かったものというふうに考えております。

次に、2ページ目でございます。支払いの区分ですが、まず不適正事務処理の状況です。平成23年度から24年度の2か年度にまたがる業務委託契約において、23年度の部分払いに係る業務が納入期限までに完了していないにもかかわらず、23年度分の支払いを行ったというものが2件でございます。

その左の事項の原因ということでございますが、ここで支払っておかなければ、業務全体が終了したときに契約額を満額支払うことができなくなってしまうと考えたためでございます。その理由といたしまして、2つに分けて記載をしております。まず1点目ですが、予算編成の過程で財政課と協議の上、平成23年度と24年度に支払いを分割し、24年度については債務負担行為に基づく予算しかなく、23年度分を支払う予算がなかった。それから、もう一点といたしまして、23年度予算を24年度に使用するためには予算の繰越の手続が必要でありましたが、業務が完了しないことが明らかになったのが3月中旬であり、繰越明許の手続には間に合わず、また事故繰越の条件にも合わな

いと思ひ込み、財政当局にも相談をせず、繰越の処理を行わなかったことによります。また、その理由、繰越等の処理を行わなかった理由ということでございますが、先ほどと同様でございますが、業務の遅延に対応するに当たり、予算執行の原則に対する認識が希薄だったというふうに考えております。

区政推進室の案件の説明につきましては以上でございます。

○議長（齋藤） 何か。

どうぞ。

○工藤委員 このケースは、債務負担行為になるのですか。

○区政推進室参事 この契約につきましては、契約行為そのものは年度をまたいで1つの契約となっておりますが、24年度部分の支払いの部分に対しまして23年度に債務負担行為を設定をしております。

○工藤委員 その23年、2つの年度をまたいでの契約なんです、やっぱり23年度は23年度の納入部分、それから24年度の納入部分と、そういう2つ明確に決められた契約だったということでしょうか。

○区政推進室参事 契約上の調達仕様書の中で、23年度分につきましては、例えばこの部分は1月末までに納入してください、あるいはこの部分につきましては24年3月31日までに納入してくださいと、こういう納品物の規定を定めておまして、それに基づきまして支払い、この契約の支払いにつきましても23年度は幾らで、24年度分は幾らとしますという仕様書上にそれを明記して契約をしておりました。

○工藤委員 その納品物の規定あるいは支払いの規定なんです、それは最初の予定も10月の契約時期のときのその内容と、実際に1月にずれ込んで契約してしまった内容は、ただ時期がずれただけで内容は全く同じ、契約の内容は同じだったんでしょうか。それとも1月にずれ込んだために、それに合わせて納品のほうを24年度のほうに少しシフトさせてという契約にしたのか、その辺はどうでしょうか。

○区政推進室参事 23年度に納入してもらおうという部分のもの、その期限につきましては変更はしておりません。

○工藤委員 ここで3か月間ずれておりますので、普通に考えたら、やはり23年度中に納入しなきゃいけないものが、期限までに間に合わないという可能性がもうこの時点でわかっていたんではないかなと思うんですが、それを1月にずれ込んで契約内容を変えていないと、もともとの10月の契約のときと同じ内容で契約を結んだということがそもそもの理由、根本の理由だったのかなというふうに思うんですが、それはいかがでしょうか。

○区政推進室参事 今委員さんおっしゃるように、やはり当初見込んでいた履行期間が、契約時期がずれ込んで短くなったわけですから、今にして思えば当然そこでやはり難しいんじゃないかという

ことで、ただ、やはりそのときにそう考えたとしても、1月という時期で、既に1月の下旬ということで、既に2月議会は目前に迫っている中で、なかなか追加議案として繰越明許をお願いするところまでの判断がそのとおりできたかという部分は難しい面はあるかと思うんですが、今考えればやはり用心して、繰越明許の措置をとっておくということが一番よかったのではないかと思うんですが、ただその時点では、一応その契約の時期は遅れてしまったんですが、経験豊富なSEが投入されれば遅れを取り戻せるということを知っていましたので、そういった繰越明許の可能性等の検討ということもされることはなかったということでございます。

○工藤委員 その業務の進捗管理なんですが、契約した先のSEさんにお任せなのか、あるいはやはり市の担当者のほうも常に業者さんと一緒になって進捗状況を把握しているものなのか、あるいは今回はどうだったのか、あるいは本来はどうあるべきだったのか、その辺ちょっと教えていただけますでしょうか。

○区政推進室参事 この1月末の契約した時点では、残念ながらその遅れを取り戻せるという話の中で、しっかりした進捗の管理というものができていなかったというのが実態でございます。この結局実際上その年度内に完了しないということが判明した後に、4月以降につきましては、これは毎週進捗報告というものを出示してもらおうという形で、その後は実施しております。

○工藤委員 今進捗管理ができていなかったということなんですが、原則的にはやはり市の担当者も進捗管理をしているべきだったというふうに理解してよろしいですか。

○区政推進室参事 それはやはり実施、適切に業務の進行管理をするということは、これは当然ながら必要なことだったろうというふうに認識しております。

○工藤委員 そうすると、3月中旬で間に合わないとわかったのは、業者さんからの報告でわかったのか、あるいはそのときに担当者が自分でわかったのか、自分のほうで決めたのか、それどちらでしょうか。

○区政推進室参事 これは、業者からの報告であったというふうに思っております。

○田口委員 今の話の続きで、3月中旬に業務が完了していないことが明らかになったのが判明したのが業者からの報告だったということだったんですけれども、そうすると進捗を何か月も把握していないという状況が続いていたということなんですけれども、それに関してはどういうふうに考えて、全く放置といいますか、をしていたということなのか、どういう認識だったのでしょうか。

○区政推進室参事 放置ということだったのかどうか、その辺ちょっと私もしっかり認識はできないんですが、ただいずれにいたしましても、そこまで市の側として把握できなかったということは、これは放置していたと言われても、これは仕方がないのかなというふうに考えております。

○議長（齋藤） ちなみに、これはシステムですから、先ほどの説明で経験豊かなSEがいれば遅れを取り戻せるもそうですし、それから進行管理も、例えば進捗状況はどうかと管理するのも、これは先ほどの田口委員の放置ということにもつながるんですが、これってやっぱり役所側にプログラ

ムを設計したり操作できる人がいなければ、進行管理どころじゃないですよ。相手にただ情報をもって聞くだけになりますよね。ですから、それは市のほうで、例えば区政推進室以外で情報担当のプロがいて、その人が一緒にやってチェックするのでしょうか。それとも区政推進室で、業者からの報告を信じて進捗管理をするのか、その辺はどうなのでしょう。

○区政推進室参事 市のほうのこういう情報関連の業務のチェックの仕方といいますか、進行管理の仕方ということなんですが、一般論という話ではちょっとわからないんですが、このコンビニ交付の業務、これに関しましては、まず1つには調達に至る過程、そこではまずやはりそういうITの政策部門、そちらのほうでチェックをいただくという形で調達業務というものが行われるようなシステムになっておりますんで、この業務に対しまして、4月以降につきましてはそのIT政策部門のほうでこういった専門分野の方、そういった方を非常勤の職員ということで任用している方がいらっしゃるしまして、そうした方のもとで一応一定程度定期的に事業の進捗状況の報告会といいますか、そういうものは実施して、そこでアドバイスをいただくというような形で進行管理は受けております。

○議長（齋藤） ありがとうございます。

よろしいですか、委員の方。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（齋藤） ありがとうございました。

それでは、続いて都市局のほうの御説明をお願いいたします。

○都市計画部長 それでは、都市局の部分について御説明します。

まず、1ページ目の履行期間でございますけれども、半分からちょっと下、都市局部分、3つをこの部分で上げさせていただいております。まず状況として、1点目ですが、契約の履行期限までに完了せず、年度を越えて事業を継続していたというものがございました。その原因ということですが、適切な業務配分を行わずに当該事務が集中してきていたということがございます。なぜかということで、理由ですが、管理監督職員が予算の執行状況の確認を怠っていたということでございます。それはまたなぜかということですが、まず進行管理のための台帳というものがあつたわけですが、この事務所においては台帳による業務の進行管理がなされていなかったということが理由として挙げられます。

それから、状況の2点目ですが、年度内完了であるが、履行期限までに完了しておらずに期限を越えて事業を継続していたというものがございます。これの原因ですが、適切に工期延長の手続をとらなかったということでございます。なぜかということですが、修繕業務さえ完了すればよいということで、事務処理は置いて行ってしまったということです。それからもう一点、契約行為に基づく手続の重要性についての認識が欠如していたということが理由として挙げられます。それはまたなぜかということですが、先ほどの件と同じ、台帳による業務の進行

管理がされていなかったということと、修繕業務の中で実施され、最終的に予算が執行されれば許されていたという職場の風土があったということでございます。

項目の3点目ですけれども、緊急修繕において、期日までに必要となる事務処理を怠っていたということがございました。その原因ですけれども、事後にするべきはずの事務処理を怠っていたということでございます。それはなぜかというのは、先ほどの件と同じになります。修繕業務さえ完了すればよいと考えていたということ、それから契約行為に基づく手順の重要性についての認識が欠如していたということです。その右側に、またなぜかということですが、台帳による業務の進行管理がされていなかったということと、修繕業務が実施され、最終的に予算が執行されていけば許されていたという職場の風土があったということでございます。

恐れ入ります、2ページ目になりますが、支払いということにつきましての状況では、完了を確認しないまま確認する前に支払ったということでございます。その原因ですけれども、平成23年度内の事業として完成させるため、事務処理を優先したということでございます。その理由ということですが、完了を確認すべき者が職責を認識していなかったということがありました。さらになぜかということですが、完了を確認すべき者、所管の課長になりますが、コンプライアンス意識の欠如、それから責任意識の希薄さということが理由として挙げられます。

それから、その下の欄で完了検査になりますが、完了確認検査を実施していなかったものがございました。その原因としましては、完了を確認すべき者が職責を認識しておらず、完了の検査を実施していなかったと。その理由となりますが、施設修繕、請負契約基準約款など諸規程の理解不足であったということ。それからまたなぜかですけれども、課長のコンプライアンス意識の欠如、それから責任意識の希薄さということになると考えております。

それから、また下の段ですが、契約事務につきまして7項目ばかりでございますが、上から4つの項目、予定価格書を作成せず見積もり合わせが執行されていたというもの、それから入札・見積結果表が作成されていなかったというもの、それから本来2者以上の見積もりの数が不足していたというもの、それから4つ目が執行向がなかったというもの、この4つについて原因並びに2つの理由は、同じということで捉えております。

まず、原因ですけれども、市の契約規則等の規定を十分理解していなかったということで捉えております。その理由でございますが、平成22年度までの修繕につきましては、23年度と事務手続が大きく違っていただけですけれども、前年、平成22年度までの手続を踏襲していたということがございます。それはなぜかというところですが、平成23年度から施行されている事務取扱要綱の改正の周知が徹底されなかったということで捉えております。

それから、契約事務の5番目になりますが、同じ金額、先ほどから出ておりました99万7,500円の契約が多く発生していたという状況ですけれども、原因としましては仕事が集中していたということと、短時間で業務を発注しようとしたということが原因として捉えられております。そ

の理由ですけれども、課長が業者選定することができる100万円未満の小規模の修繕とすることで、発注までの期間を短縮したということです。そのまた理由ですけれども、職場全体のコンプライアンス意識の欠如、それから最終的には予算が執行されれば許されたという職場の風土があったということで考えております。

その次の状況として、6番目ですけれども、決裁文書に公印の使用承認印が押されていないなかったということがございました。その原因ですけれども、職員ならば誰でも使えるという状態にあったということがございます。その理由といたしましては、業務の効率を優先するという事で公印の管理がされていたということがございました。それからなぜかということにつきましては、上段と同じですが、職場全体のコンプライアンス意識の欠如、それから最終的に予算が執行されれば許されていた職場の風土があったということでございます。

それから、契約事務の7番目になります、契約書あるいは請書のないものがあったという状況がございました。その原因ですけれども、仕事が集中していたということとを理由に書類の管理が不十分であったということがございます。その理由ですけれども、書類に関してチェックがされていないなかったということがございます。それがまたなぜかということですが、請書がなくても請負代金等支払いの進んでいくと。支払いが可能であったということが挙げられております。

それから、下から2つ目の段、監督業務になりますが、指示、承諾、また協議に必要となる監督員を配置していなかったという状況がございました。その原因としましては、職員が契約規則等の規定を十分理解していなかったということが挙げられております。理由といたしましては、平成23年度から施行されている事務取扱要綱改正、その周知が徹底されていなかったということでございます。また、その理由ですが、修繕業務が実施され、最終的に予算執行ができていれば許されたという職場の風土があったということで捉えております。

最後に、一番下、情報開示ということでございますが、行政情報開示をしておりますが、その段階で、その時点で作成していなかったという文書を作成して開示していたというものがございました。その原因といたしましては、情報公開制度の意義を正しく理解していなかったということ、それから工期延長をするという修繕の記録があったということで、その記録により変更契約をすべきだったというふうに考えたというのが原因として挙げております。その理由ですけれども、組織としてのコンプライアンス意識の欠如、それから開示文書のチェック不足など情報公開の制度に対する理解が不足していたということでございます。またなぜかということですが、職場全体のコンプライアンス意識の欠如、それから最終的には予算が執行されれば許されていたという職場の風土があったということで捉えております。

○議長（齋藤） ありがとうございます。

ちょっと都市局は件数が多いんですけども、その前に1つだけ。2枚目の契約事務のところ、公印の使用承認印が押印されていない、これ何件でしたっけ。数字ここだけ抜けているんです

が。

○都市計画部長 一連の事務の中で公印を使うものが何種類かございまして、ある事務処理については1つについて利用されていなかったり、ある処理については2つについて押されていなかったりということがばらばらで組み合わされておりました、それぞれについて何件という捉え方を今しておりません。では全て正しく押されていたかということから見ますと、全部だめだったかなと。

○議長（齋藤） 185件ということですか。

○都市計画部長 はい、そういうことになると。

○議長（齋藤） じゃ、185件だそうで。

じゃ、お二人の委員からどうぞ。

○田口委員 前提としてなんですけれども、非常に手続漏れとか、そういう項目が多いのは多いなと思っていて、最初のおっしゃっていた23年度が震災の影響で非常に業務が多かったということが1つ原因であったということをおっしゃっていたと思うんですが、この表の中に、22年度までの修繕に関する事務手続を踏襲したというふうな項目もありまして、その23年度から施行されている事務取扱要項の改正の周知が徹底されていなかったということなんです、そうすると22年度までの修繕に関する事務手続というのは問題なかったということは前提として伺いたいんですけど、

○都市計画部長 平成22年度と23年度の制度が変わったということで、そもそも例えば必要な書類であるとかいうものの数、種類というのが違ってあります。22年度は、全て適正かというお話になるかと思いますが、こちらにつきましては私どもまだ22年度分について精査しておりませんので、どこまでできている、あるいはできていないというところはしっかりとした把握はできておりません。

○工藤委員 1枚目の都市局さんの履行期間のところなんです、その左から2番目で、適切な業務配分を行わず、当該事務が集中したと。その理由として、予算執行状況の確認を怠ったとあるんですが、その別の理由として担当職員の人数不足ということもあるのかなと私は思ったんですが、それはここに入っていないんですけども、それはいかがでしょうか。

○都市計画部長 ここが履行期間ということでございまして、全体的に見ますと職員の数というのは出てきますけれども、まず業務が集中したという、事務が集中したという中に、やはり担当者数というのも含められてはおりますが、その執行状況の確認、これによって年度末に集中してくるのも一定程度ではあったと思います。震災の影響があったりとかというのにも前に申し上げましたが、しっかりした管理をしていけば、一定程度ではあったとは思いますが、こんなにたくさん年度末に集中して、年度を越えてしまったという業務は減らせたという捉え方もできますので、この中では執行状況確認ということを挙げさせていただいております。

○工藤委員 そうしますと、最初の段階で南部が1人で185件、北部が2人で99件という説明があったと思うんですが、この南部の185件というのは年間の全部の件数でよろしいんですか。

- 都市計画部長 はい、23年度分1年間です。
- 工藤委員 そうすると、北部が2人で99件、南部が1人で185件という、やはり非常にバランス的に問題があるのかなというのもあるんですが、この南部のほうに185件と、北部の倍ほどの件数が来ているのは、たまたまこの年度だけでしょうか。
- 都市計画部長 年度による違いというお話かと思いますが、185件というのは、委員おっしゃるとおりこの年度だけということではございます。それから、各年で見ますと、北部より若干ですけれども、南部が各年多いことは多いです。ただ、トータルだけの件数で見ますと、22年度北部が58件に対して南部が66件、21年度北部が58件に対して南部が69件というような数になっております。
- 工藤委員 わかりました。やっぱりそうすると23年度は極端に南部が多かったというのが、今までの様子がわかりました。
- それと、先ほども、2枚目なんですけど、完了検査のところなんですけども、都市局さんのところで完了確認検査を実施していなかったという経過がありまして、最初の政策局さんの説明のときにあったんですが、いわゆる納入があって、検査があって、その検査数値を業者さんに渡して、それによって請求書をもらうという事務の流れを御説明いただいたんですけど、そうすると完了検査を実施していないとなると、業者さんにその完了検査報告書という、どういう名称か、それをお渡しすることができないと思うんですが、それはどうだったんですか。それないままに請求書ももらって、それで支払いが起きていたということなんですか。
- 都市計画部長 完了の検査あるいは完成の通知、その完了に関する手続上の書面というのはいりされて、それで請求書が出てきているということになっております。
- 工藤委員 ということは、完了検査はしていないけれども、書面は発行したということですか。
- 都市計画部長 はい、そういうことで処理されております。
- 田口委員 質問なんですけれども、決裁文書に公印の使用承認印が押印されていなかったというところで、その原因として、職員であれば誰でもが使用できる状態にあったということなんですけど、押印されていなかったというのは、それとの関係がちょっとわからないんですけども、使用できる状態であったということの・・・。
- 都市計画部長 例えば契約書であるとかいうところに公印が必要になりますけれども、その契約書に公印を押すについては、契約伺、契約してよろしいかという決裁文書がございまして、その決裁をもって公印を使いますということで、公印を管理しているところで書面を提示して、そこに使用承認印というスタンプを押して、その上で実際に公印を押すというのが実作業でございまして、ですから、誰もがというのは、その使用承認印をもらわなくても押せてしまったという状況で管理されていたということでございます。
- 田口委員 本来押すことができない人が押していたということですか。
- 都市計画部長 押すことができない者というのは、実際職員の中にはいないわけでございますので、

その使用承認印、きちんとした手続を経た上で公印を使うかどうかという、その確認ということです。

○田口委員 わかりました。失礼しました。

○工藤委員 2枚目の契約事務のところなんですが、最初のところで予定価格書を作成せずというところがありまして、つまり予定価格書を作成していないということは、つまり積算がされていないということと同義かなと思っているんですが、積算されていないということは、ある修繕業務がどのぐらいの費用がかかるかということをも市の側で検証していないと。そういう状態で、同じ金額の99万7,500円という契約が数多く発生しているといった場合に、やはりその金額が適正かどうか市のほうでも判断不可能だったのではないかなというふうに思っております。それはいかがでしょうか。

○都市計画部長 予定価格をつくっていなかったということが、入札あるいは見積もり合わせの上限額ということになりますけれども、これはまず設計をしていなかったということではなくて、予定価格書というもの、これはペーパーで1枚になるんですけれども、これがないということをごここに表記させていただいております。

○工藤委員 ということは、いわゆる書面がないというだけで、実質は伴っていたということと理解してよろしいのでしょうか。

○都市計画部長 見積もり合わせをしているような修繕については見積もりをいただいて、それからそこから予定額ということにして入札なり見積もりをしていったということで、全部の設計書があるということではございません。

○工藤委員 見積もり合わせをしたことで、それを予定価格とみなしたという、そういうことですか。

○都市計画部長 見積もり合わせをする段階というのは、もうそれで通常は最低価格のところと契約するわけで、見積書をいただいて、それをもとにこの修繕の上限を決めるというやり方でございます。

○都市計画部次長 私は土木職でございまして、修繕に関して担当のころから、こういう小さい修繕ということじゃなくて、もうちょっと大きい工事を主に担当しておりましたが、一般に本来であれば、まず何か工事なり修繕をやろうとすると、役所の設計歩掛があるものは自分で図面を描いて、数字を拾って設計金額というのを出します。ただ、ここで扱われている修繕というのはそういったものとは違いまして、もともと今ある公園の中の施設に関して、壊れたからリニューアルするとか、部分的にね。あるいは中には耐用年数が来てしまっていて、とてもメーカーで部分的な修繕が対応できないようなケースもございまして、幅広い修繕の内容を含んでいます。

23年度から施行されている修繕の規定においては、もちろん予定価格を定めて、その範囲内で見積もり執行して、見積もりの前ですね。その予定価格の定め方なんですが、役所の設計歩掛があるものとなないものが公園の中にはございまして、あるものであれば設計すればいいんですが、ないも

のがほとんどだと思います、この修繕の場合には。そうしますと、見積もりを業者さんに現地で、あるいは事務所で指示をして、こういうことを直したいと、この範囲を直したいということを明示した上で、見積もりをまず徴取しています、この事務所の場合。それを通常は参考見積もりという言い方をしますが、それをベースに当然その中身の数量であるとか規格であるとか、そういうことはチェックは担当しますが、いただいた見積もりをもとに、仕様書という金額の入っていない、数量と規格のみ書かれたようなものを担当者が自分で様式をつくって、その参考見積もりをとった業者にも渡しますが、それ以外の業者にも渡した上で見積もりを合わせるというやり方をしています。

したがって、最初にもらった参考見積もりというものが業者さんによってはそのまま出てきますので、その結果として安いほうの業者さんと契約をしたというようなやり方をしています。そのことが不適正だというふうには捉えておりますが、残念ながらこの事務所ではそういうやり方をしていると。予定価格イコール、本来は積算をしてやるべきところを、そういったやり方、また修繕の特殊性から見積額イコール予定価格にならざるを得ない性格も重なって、こういうことがルーズにやられてしまったというのが実情でございます。

○工藤委員 今のお話で大分すっきりしたんですけども、ただ最初の段階で参考見積もりをもらって、そこから仕様書を作成すると。ただ、その参考見積もりが100万円を下回ったということで、その簡便な手続に入れるということだと思っておりますけども、そうするとこの参考見積もりそのものが非常に重要な意味を持っていると思うんですが、実際この99万7,500円という契約が多数発生しているんですけども、このときに、今ちょっとわかるかどうか、参考見積もりというのは何者ぐらいからもらっているんでしょうか。

○都市計画部長 参考見積もりでいただいているのは1者です。

○工藤委員 何か1者しかもらっていないとなると、その金額の妥当性を判断する上で非常に不十分なのかなというふうに思うんですが、これは。

○都市計画部次長 今の点に関しましては、委員さんおっしゃるように、この参考見積もりの場合も2者以上からとることが望ましいとされております。我々も今回の案件というのは、ここの左の事項の原因であるとか、その理由で申し上げましたとおり、担当者並びにそれを管理監督する者も含めて、その辺の本来あるべき見積もり執行のあり方、それはルールが当然決まっているわけですが、そこをかなりの部分で乗り越えられてしまっているという部分がございます、我々としては現実に起きた事柄を調査委員会で、まずそれぞれのさまざまな疑問をもとに現実の書類を整理して、あるいはヒアリングをして今回の調査結果とさせていただいておりますので、こうあるべきだったということは今委員さんがおっしゃるとおりでございますが、我々としても残念ながら今回のケースでは今御答弁させていただいていることがほぼ事実に近いということでございます。

○田口委員 今おっしゃったことの続きで、まさにそのルールは決まっています、こうあるべきだった

というのはあるけれども、今それを、原因を解明しているというところなんです、そのルールが決まっていた、まさにそのコンプライアンス意識の欠如というような言葉がいっぱい出てくるんですけども、その欠如をしていたさらにその原因というか、そこをもっと突き詰めると何かあるんでしょうか。

○都市計画部次長 個人的に言わせていただくと、我々公務員が一番持たなくてはいけないのは公正性といえますか、公平性といえますか、そこが全ての業務のスタンスの始まりでなきゃいけないと思っています。今回の事象からしますと、いろんなことが一度に一連で起きてしまっていますので、それぞれの事象に関して、なぜだろうということを繰り返していたんですが、結果どうも理由が収れんしていくというか、やはりスタンスに一番、職員それぞれのスタンスの持ち方自体が大もとの原因ではあるんだろうと思います。このコンプライアンスのなさがなぜということになっていきますと、我々としてもその答えはなかなか見出すことができません。今でもできていない部分がございます。

ただ、同じ業務を同じ時間軸で体験している北部においては、こういった事象は全く出ておりません。先ほど1点、業務が集中したということは、確かに集中して、なおかつ南部においてはワールドカップの女子大会というさらにもう一個の事情が加わっておりますので、北部に比べたら特殊なんです、実は両方の事務所がこの修繕業務だけではなくて、全体で890ぐらい公園があるんですけども、そこを今原則指定管理者、民間に管理を委託してございます。その指定管理者との調整だとか、そういう業務ももう一つ大きい流れでこの管理課が受け持っています。北部は、指定管理者とこの修繕発注業務を2人でその2つの業務をやっています。南部は、指定管理者は担当が1人、土木も担当が1人います。修繕発注が今回問題になったほうなんです、そちらが土木の担当は1人で、その上に当然係長はおりますが、基本的に4倍仕事があったかということ、必ずしもそうじゃないということが前提でありますので、そうするとリスクが来たときに1人で全部背負っていると、そのリスク回避という意味でなかなか知恵が出なかったというようなことが多分ベースでありますので、そうすると個人の資質がすごく影響してしまう。そういった結果だと思えますから、最終的に、じゃ何でコンプライアンスというと、個人に行き着いてしまうということで。済みません、答えになっていないと思いますが、申しわけございません。

○議長（齋藤） よろしいですか。まだ悔いが残るようですが。

工藤委員、よろしいですか。

○工藤委員 はい。

○議長（齋藤） ありがとうございます。

それでは、続いて緑区役所のほうから御説明をお願いいたします。

○緑区役所総務課長 まず、緑区役所について御説明をさせていただく前に、会長の御許可をいただきまして、第1回の委員会の中での私の発言につきまして御訂正をさせていただきたいと存じます。

緑区役所庁舎北面歩道通路の修繕の概要説明を第1回の委員会の中でさせていただいたところですが、2回目の入札に関しまして、私のほうで指名業者5者中4者辞退、残り1者が入札というような説明をさせていただいたところですが、再度事実関係について関係職員等への聴取等を行いまして、再度確認をさせていただきましたところ、2回目の入札につきましては5者中4者から辞退届が出されております。さいたま市施設修繕契約事務取扱要綱の規定では、1者のみの入札は執行しないこととなっておりますので、事実関係につきましてはその中止というような表現になるかと思えます。そのような形で発言の訂正をさせていただければというふうに思っております。事実と異なる説明をしてしまったことに対しまして、おわびを申し上げる次第でございます。

それでは、引き続きまして緑区に関します不適正事務処理の状況と原因、理由について御説明をさせていただきます。1ページ目になります。下から2段目でございます。緑区役所につきましては、先ほど申し上げました区役所庁舎の北面歩道通路部修繕に関しまして、不適正事務処理の状況でございますが、履行期間までに完了せず、また繰越手続を行わずに事業を継続したという事案でございます。

左の事項の原因でございますが、当該事業の契約におきまして2度の入札が不調といいますが、実施できなかったことによりまして、年度内の完了が困難となりました。工期が年度をまたぐということにつきましての問題意識は職員は持っておったんですけれども、歩道ということで、安全確保のためにはぜひこの修繕を行いたいという一念から事業を継続してしまったという背景がございます。また、事故繰越等の手続を行わなかったという事実がございます。

次に、左から3番目のところでございますが、その理由でございますが、24年度の当初予算要求で予算要求をいたしました、それが確保できておらなかったことを踏まえまして、この23年度予算で実施をしなければ、この先その事業を行う予算が確保できないという認識がございました。また、事故繰越につきましては先ほど来から出ておりますけれども、風水害などの場合に限られるものというふうに認識をしており、この事業を進めるためにどうすべきかということに関係所管に相談せずに独自の判断で事業を継続してしまったということでございます。また、この理由につきましては、一番右側でございますけれども、事故繰越等の事務手続きについて職員が理解不足であったということが原因として挙げられるのではないかとというふうに記載をさせていただいております。

次に、2ページ目をお願いいたします。契約事務のところ、まず2点でございますが、予定価格書を作成せずに見積もり合わせを執行した。これにつきましては、入札が2回行えませんでしたので、特命随意契約を締結することになったため、予定価格書は作成しなくていいんだという判断をしてしまった、考えてしまったということです。

そのまた右側の、左の理由でございますけれども、入札ができなかったんですが、2回目の入札の予定価格によって、それで交渉したわけなんですけれども、その価格を有効、その価格でできれば

いいんではないかというふうに考えてその随意契約の協議を進めてしまったという事実でございます。右側に行きまして、それはなぜなのかというところで、契約規則等の規定を職員が十分に理解をしていない、それからそれをチェックする組織としての体制も機能していなかったということが挙げられるというふうに考えております。

下の段ですけれども、入札・見積結果表を作成しなかったというのがございまして、これも先ほどお話ししましたように、1者特命随契ということで契約をするということになりましたので、入札・見積結果表は作成の必要がないというふうに職員が考えてしまった。その理由につきましては、見積結果表については、記載する内容については見積もり合わせの業者名、それから金額幾らで契約したというようなことを比較するようなつくりになってございます。1者で契約をするということでございますので、その比較をする必要はないというような考え方からそういうふうに捉えてしまいましたので、結果的にそれをつくらずにいたということでございます。左側の理由につきましては、先ほど申し上げました予定価格と同じように契約規則の規定の理解が不十分だったことと、組織としてのチェック体制ができていなかった、その部分の書類の確認等ができていなかったというような原因があるということで記載をさせていただいております。

概要説明については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤） ありがとうございます。それでは、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○工藤委員 履行期間のところ、最初の左の事項の原因というところに事故線越等の手続を行わなかったということで、風水害に限られるという認識していたためということなんですが、認識は認識として、今回のように2度の入札不調ということでいわゆる契約が遅れてしまったということは、これは事故線越の理由にはなり得るものでしょうか。ちょっとそこを教えていただきたいんですが。

○議長（齋藤） 財政課はいないんですね。来ていないんですね。初回に出た財政課長も説明ができなかったから。だから、いなかったのもあるか。基本的には、そういった基本的な解釈が明示されていないんですね、私が確認したところ。だから、常に1件1件財政課に問い合わせをしなきゃいけないという、何とも業務執行上不都合な状態であるということは事実のようです。工藤委員がおっしゃるとおり、これは事故でしょうと。風水害と同じぐらい、やってみなきゃわからないでしょうという性質のものだということですよ。

どうぞ。ごめんなさい、話取っちゃって。

○緑区役所総務課長 当然その辺の、ここに記載させていただきましたとおり、例えば財政課等に相談をすべきであったということはしておりませんので、そういう点ではやっぱり不適正だったということになるかと思えます。

○議長（齋藤） それはそのとおりですね。

どうぞ。

○田口委員 2枚目の入札・見積結果表を作成しなかったというところの理由として、入札・見積結果表を単純に比較表と捉えていて、1者であったため比較の必要がないからつくらなかったということなんですけれども、本来であればどういった意味合いであるというふうに今は御認識されていますでしょうか。

○緑区役所総務課長 1者随契であっても、要綱等の規定ではそれをつくって、まずは見積もり合わせが行われたということその結果表の中に落とし、それが確認できるような形にしておかないといけないということがございますので、本来であれば作らなければいけなかったというふうに今は認識をしております。

○議長（齋藤） よろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（齋藤） ありがとうございます。

それでは、続いて教育委員会さん、お願いいたします。

○学校施設課長 まず、履行期間の1枚目の下ですけれども、教育委員会では履行期間で、不適正事務処理の状況ですが、履行期間までに完了せず、また繰越手続を行わずに修繕を行ったと。年度を越えたものですが、これが128件ございました。

この原因といたしましては、大きく分けて2点あるというふうに考えておりました、履行期間をあらかじめ確定して計画的に実施することが難しいものがあると。十分な履行期間を確保できないものがあるという、そういった意味でございます。それはなぜかといいますと、学級数などは住民基本台帳をベースに予測できない。前回のときに御質問がありましたが、学級増に伴う改修ですとか、障害のある児童生徒の入学に伴うバリアフリー化など、なかなか予測できない部分があるということです。その理由といたしましては、私立の学校への入学ですとか3月末の転出入、転勤に伴う引っ越しとか、そういった児童生徒の移動があるということです。

あと、もう一つの原因、下段のほうですけれども、こちらのほうが大きいと思われませんが、発注したまま工程管理をしなかったと。学校と請負業者に任せ切りにしてしまったということがございます。その理由といたしましては、工程管理を実質的に学校へ委任されていると誤認していたと。言葉の使い方が正しいかどうかちょっとわからないですけれども、意味としましては修繕の履行場所が学校でありまして、実質的な工程管理は学校と業者で対応が可能であろうというふうに考えていたということです。その理由が予算執行の原則に対する認識が希薄であったと。そもそも工程管理を行わなかったことで、履行期間の厳守ですとか年度内完了、そういう予算執行の原則に関する意識が希薄となっていたというふうに考えております。

次ですが、支払いのところですが、事務手続の状況ですけれども、完了を確認しないまま完了前に支払ったことがあるということです。その原因といたしましては、平成23年度内の事業として完成させるため事務処理を優先したということで、進捗については学校が把握しているだろうと考え

ていたと。また、完了見込みで支払ったということについては、完成するだろうという思い込みがあったということがございます。この理由といたしましては、完了検査が形式的な事務処理となっていると。全体の理由の中にもありましたが、もともと学校からの要望に基づいて行っていた修繕であり、学校現場のほうで管理がされているだろうという、そういった誤った認識であったということもございます。その理由といたしまして、コンプライアンス意識が欠如していたと。この支払いについては当然予算規則とか会計規則について、支払いに当たっての基本原則である完了を確認した上で支払わなくてはならないという根本的なところの意識が欠如していたものと考えております。

次に完了検査ですけれども、2点ございまして、書類による完了検査を行っていたが、現場での確認を行わなかったもの、これは上の29件と重複いたします。これの原因といたしましては、修繕の実施状況は学校現場で実質的な確認がされていると考えていたと。その理由は、先ほど来申し上げているとおり完了検査が形式的な事務処理となっていたと。組織としての機能が働いていなかったということになります。この理由といたしましては、実効性のある検査体制の検討を怠っていたと。規定どおりに現場での検査を行わなければならなかったということ、検討を怠ったまま形式的な書類審査を行っていたということだと考えております。

下段のほうですけれども、完了確認で写真の添付がないまま書類審査を実施したと。書類審査による検査としていたのにもかかわらず完了確認を行う際に、写真もなかったということについては、修繕の完了が実施場所である学校により確認されているものと判断していたということが原因だと考えております。その理由としましては、上と同じなんです、完了検査が形式的な事務処理となっていたと。写真については、業者に対して必要書類として求めていなかったということもありますが、本来書類審査をする上では必要だということを変更しているところがございます。その理由としては、やはりこの実効性のある検査体制の検討を怠っているということが一番大きな根本的な理由だと考えております。

次に、契約事務ですけれども、執行伺の後の部長承認がないと。これは、書類上の不備ということになりますけれども、起案文書への必要項目の記載が欠落していたと。執行伺、文書を作成するんですけれども、システムで出力されるような決まり切った様式じゃないものですから、担当者が記入しなければならないんですけれども、それに記載漏れがあったということです。それが一番の原因でして、その理由といたしましては決裁過程での確認が不十分、またさらにその理由としては、決裁時に確認すべき事項が曖昧であったと。その起案文書の中での修繕の内容ですとか金額とか、そういったものは当然なんですけれども、部長承認印、そういった欄の確認ができていなかったということです。

次に、下段のほうで請書の受領を怠っていた。これは書類の管理が不十分であったということですが、完了した後も、ないことに気がつかなかったということで、その理由といたしましては書類

のチェックが行われていなかったということです。契約後の段階で何と何を、どの書類が整っているか、そういったような確認が必要だったと思われませんが、そういったチェックが行われていなかったということが理由だと思います。この理由といたしましては、支払い手続上、請書が必要でなかった。必要書類として求められているものでなかったということで、気がつかなかったということが一つの原因というふうに考えております。

最後になりますけれども、監督業務ですが、監督員を配置しないまま契約変更を行っていたものがございました。この原因は各学校の担当者、この学校担当者が修繕の発注を行っているわけなんですけれども、監督員相当として機能するものと考えてしまっていたということが原因だと思っております。この理由といたしましては、23年4月に制度の改正がございましたけれども、修繕についても工事同様監督員についての位置づけが明確になりました。こういったことをきちんと理解していなかったということだと考えております。その理由といたしましては、23年度から施行されている事務取扱要綱改正の周知が徹底されていなかったということに尽きるというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤） ありがとうございます。

今説明終わりましたが、何か御質問、意見、どちらでも。

はい、どうぞ。

○田口委員 1枚目の一番下の履行期間までに完了せず、また繰越手続を行わずに修繕を行ったというこの原因として、発注したまま工程管理しなかったと。また、その原因として工程管理は実質的に学校に委任されると誤認していたというふうにあるんですけれども、学校の工程管理というのは、自体はきちんとされているということでしょうか。

○学校施設課長 発注した後、実際に学校運営に支障のない時期とかを選んでやっていただくということで、業者さんと学校にそういった調整をお願いしていたのは事実ですけれども、その結果を発注者である学校施設課のほうへきちんとフィードバックしていなかった、管理していなかったという点で不備があったというふうに考えております。

○工藤委員 今のもう一度確認なんですけど、学校のほうは工程管理をしていたということですか。

○学校施設課長 本来ですと、学校も教育委員会も業者も含めて調整しなければいけないんですけれども、もともと教育委員会、こちらのほうで当初に発注した段階でのスケジュールどおりに履行されているものと勝手に思い込んでいたと。実際には、学校と業者さんが調整した中で、学校運営に支障のある時期を外すだとか、業者さんが修繕やり始めた後で変更事項があって、学校と調整して変わっただとかというような、そういった具体的な変更事項とかを教育委員会のほうで認識していなかった、連絡を受けていなかったということがございました。

○工藤委員 ということは、教育委員会のほうもきちんと工程管理をすべきということによろしいん

ですね。

○学校施設課長 本来は教育委員会がやるべき、発注者として管理すべきことだったと考えております。

○工藤委員 先ほど都市局さんのほうで同じような進行管理の話があったんですけども、そのときには台帳という話が出てきたんですが、今回のこの教育委員会さんのほうでの工程管理ということでは、こういったものをツールとして管理することになっているのでしょうか。

○学校施設課長 全体の執行状況ではそういったことではなく、ここで今申し上げている、教育委員会で申し上げているのは1件ずつの履行、修繕のスケジュールですとか工程ですとか、そういったことの管理という意味で申し上げたんですけども、先ほど都市局さんのほうの台帳というのは、個々のスケジュールも入っているんだと思うんですけども、学校施設課では、そういった台帳というものはありません。それぞれの、私もそうですけども、パソコン上で係長と、あと私のほうでそういった進行管理というのをやっておりましたが、それは私が言っていました全体の執行管理になります。あとは、個々のものについては各担当者が履行状況についての確認をしているという形になります。統一した課の中に一連のものを全部おさめた台帳とか、そういったものがあるということではございません。

○工藤委員 ちょっと教育委員会さんの組織そのものが私はまだよく理解していないんですが、学校そのものは物すごい数が、さいたま市内にはたくさん数があると思うんですが、それが春休みにどっと工事が入ったときに、対応できるだけの人数が教育委員会さんにはいらっしやるものなのでしょうか。

○学校施設課長 今学校施設課でこの修繕等を管理するのが、小中学校と特別支援学校で合わせて23年度で160校ございました。その担当する職員、係が2つ分かれておりまして、合わせて13人おります。これは、修繕だけをやるということではなくて、小学校、中学校、工事も合わせて、また国庫補助ですとか、いろいろその他の業務を合わせての担当者になりますけれども、13名が手分けをして修繕も業務の担当をしていたということです。

○工藤委員 ということで、13人いればその160校をカバーすることが可能だという、そういう御説明でよろしいでしょうか。

○学校施設課長 そのように考えております。

○田口委員 完了検査のところなんですけれども、書類上の完了検査を行っていたが、現場での完了確認を行わなかったということに関しまして、その修繕の実施状況を学校現場で実質的な確認がなされていると考えていたので、その完了確認を行っていなかったと。学校が診断していたというか、学校がちゃんと確認をしているから確認を行わなかったという趣旨ですか。

○学校施設課長 もともとほとんど学校からの要望に基づいた修繕を実施いたしますんで、こういった部分の不具合が直されているか、完了されているかというのは学校での確認はできますし、いつ

業者さんが来て工事するか、そういったことも確認はできますので、履行状況ですとか完了の状況というのは学校現場で当然に確認はできているものというふうに考えておりました。

○田口委員 それは、できていると思ったけれども、できていなかったから実際に現場に行って確認をする必要が教育委員会のほうであるという、そういう流れですか。

○学校施設課長 完了自体ができていなかったということではなくて、その年度を繰り越したというような、そういうスケジュール調整が主なんですけれども、本来年度内に終わらなければいけなかった、そういった修繕が年度をまたいで4月以降にも継続していたと、そういった管理ができなかったということで、きちんとした管理が必要だったということで考えております。また、現場での完了検査というのは、書類審査というのは本来イレギュラーな形でして、発注者が、現場での確認をするのが当然だという意味でやらなきゃいけなかったと、そういう認識でございます。

○工藤委員 もう一度、工程管理のところなんですけど、今回のこの資料2を見ますと、工程管理ができていれば年度内に終わったというのが多分この中の趣旨だと思うんですが、本当にとったらおかしいんですけど、教育委員会さんのこの全部の件数が全部繰越……。繰越手続に関する問題なんですけど、工程管理ができていればこの全部が年度内に終わったものなのか、そこをちょっと私は疑問に思うんですが、そこをちょっと御説明いただけますか。

○学校施設課長 128件ございましたが、4月10日までで大体八十数件終わっておりまして、春休み中には大体終わっておりました。そういったものについては、確かにきちんとした工程管理をやって、年度内完了をとということで事前に調整が可能だったかもしれないというふうには考えております。ただ、中には部材が入らなかったですとか、春休みとかにはとても終わらないような、そういった事態が発生したのもございまして、全てがそれで解決できたとはもちろん考えておりません。状況といたしますが、個々の修繕の内容によっては相当期間がございますので、事前の工程管理が十分であれば防げたかという、そういったものだけではないというふうに考えております。

○工藤委員 そうしますと、基本的には、もう一度改めてこの資料1を見ますと、6月とかに終わっているもの、あるいは5月の下旬に終わっているものもこれはあるんですが、これはそうすると工程管理をきちっと行ったとしても年度内に終わらなかった工事というふうに見えるんですが、そうするとこれはどういうことが必要だったのかというふうにお考えでしょうか。

○学校施設課長 個々の事情について、全てを今把握はしておりませんが、大きく年度をまたぐようなものについては、事前の段階で、発注する段階できちんとそういった業者との調整をした上で発注を見合わせるとかといったこともしなければいけなかったものもあるかとは思いますが。また、発注後のわかった状況、どうしてもやむを得ず繰り越さなければいけないようなものがあったとすれば、事故繰越とか、そういったことについて財政当局との協議なりをきちんとしてやらなければならなかったというふうには考えております。

○議長（齋藤） よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（齋藤） ありがとうございます。

それでは、冒頭にお約束したとおり、資料1、2、どちらでも結構ですが、通して何か御質問があれば。御意見のあれでも結構です。ないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（齋藤） 済みません、私から最後に1つだけ。

都市局にちょっと教えてもらいたいんですが、2枚目の契約事務のところ、22年度の古いルールを踏襲したためという理由を挙げていますけども、これ契約事務の上から、99万の上の4つですね、この4つで、前のルールだったら別に何も問題にならなかったというのはどれになりますか。

○都市計画部長 どれかということでしょうか。市の規定では、必要でないというのもこの中に入ってきていますけども、実質自治法から規定されてきているものですから、やはり22年度でのこれはよかったというものは出てきません。

○議長（齋藤） ということは、前の制度であっても、これらは全てやったならば不適正な事務処理になるということによろしいですか。

○都市計画部長 市にある規定として明文化されて、これはこうだよというのは内部のもございますけども、先ほど申しました自治法からの制度的に言えば、みんな必要であるということになります。

○議長（齋藤） そうしますと、さっき工藤委員が質問……田口委員でしたか、ちょっと忘れちゃったけど。工藤委員かな、やっぱり。じゃ、その前の年はどうだったのということで、この資料を見ると、真ん中で、平成22年度までの修繕に関する事務手続を踏襲したということは、基本的には22年もやっぱり間違いを犯していたということになりますよね、これだと。この説明だと。過去の事実、これが結局これを、22年を踏襲して現実が起こっているんだから、だから結局22年もやっぱり不適切なことがあったということはこの方については言えるということだと思っんですが、ただちょっとこの表を、もし今22年度の処理の仕方でも不正だったということだったら、やっぱり古いルールでもだめだったというのであれば、ここの真ん中は理由にならなくなっちゃうんじゃないですか。ですよ。新しいルールですよ。これどういうふう。何かちょっと整合性がこことれなくなってしまうと思うんですが、今すぐこれを出せとは言いませんので、もう一度調べてから。

○都市計画部長 かしこまりました。

○議長（齋藤） はい。修正をかけてください。

ということで、私は以上なんですが、お二人がよろしいということであれば。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（齋藤） ありがとうございます。

それでは、議題の2、以上で終了して、続いて議題の3ということで、その他ということになりますが、事務局から何かありましたらお願いいたします。

(3) その他

○コンプライアンス推進課長 それでは、事務局から次回の開催日等につきまして御説明申し上げます。

次回の開催日程につきましては、11月22日木曜日の午後3時から、浦和区役所保健センター3階、講座室となりますので、よろしくお願いいたします。内容につきましては、本日原因のほうから出ました課題の抽出と、それから対策案につきましての御議論についてよろしくお願いしたいと思います。

次に、追加なのですが、要望書につきまして御説明申し上げます。11月13日付の意見資料の取り扱いについての要望書が提出されておりますので、お手元に配付しております。内容につきましては、口頭意見聴取の実施の要望にかえて意見書を提出すること、それから意見書を提出する際、意見書本文を読み上げることの許可についてということ、それから読み上げる時間は5分以内であること、それから5分間のうち提案書を読み上げることの許可についての4点でございます。

それから、本日提出がありました意見書、それから提案書をあわせて配付しておりますので、このことにつきましてよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤） ありがとうございます。

まず、第1点、次回の日程、ちゃんと記憶していただければと思います。

それから、2点目の前回もありました要望書、要望についてなんですが、文書で意見書と、それから提案いただきましたので、これは参考にさせていただきますが、発言等については基本的にはこの委員会自体が第三者委員会ということで、行政が出す資料を基本的には精査するということが基本であるということ、それから個別の意見を、あるいは要望を聞き入れる機関ではないということなので、基本的に我々はいただいた文書だけを参考にするという方針をとりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（齋藤） ということですので、前回と基本方針は変わりませんので、その旨、済みません、提出された方、御了解いただければと思います。

〔「了解できません」と言う者あり〕

○議長（齋藤） 了解はしなくても、ここで私が言ったことはそれで決定ですので、基本的にはこの委員会の定めに従った手続を執行するだけですので、もしこれ以上何か御発言したい場合は退場していただくこととなります。

それでは、今事務局からいただいたことについては、基本的にはもうこれで終わりですが、そうしますと以上で本日の予定しておりました議題は終了ということとなります。

皆さん御協力ありがとうございました。マイクのほうは事務局にお返しいたします。

○司会 ありがとうございました。

それでは、これもちまして第3回の委員会を終了とさせていただきます。
どうもありがとうございました。